

西都市ファミリー・サポート・センター事業

利 用 の 手 引 き

(平成30年5月)

西都市 福祉事務所 保育係

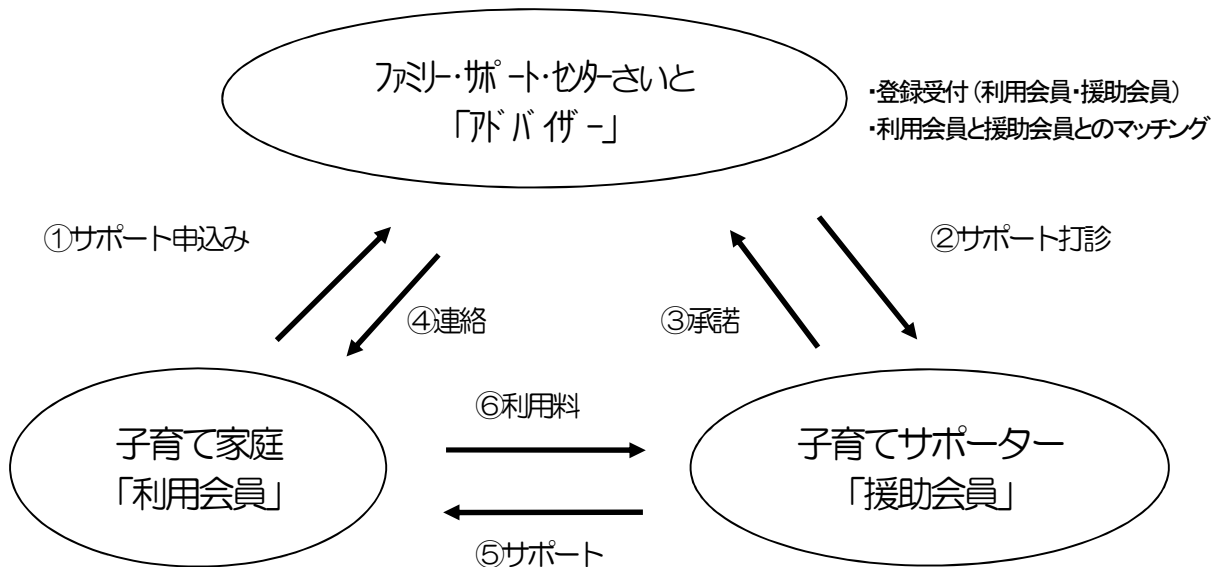
電話 0983-43-0376 (直通)

1 ファミリー・サポート・センター事業とは

子育て家庭の親が、急な残業や出張、冠婚葬祭等の時に、安心して子どもを預けることができる一時的な預かり保育のサポート支援を実施するものです。

ファミリー・サポート・センター事業のポイント

- 1 会員間で行う相互援助活動です。会員登録が必要です。
- 2 援助を受けたい場合は事前に電話で申し込みが必要です。
- 3 援助内容は、急な残業や出張の際の預かり、送迎等の援助を基本としています。なお、家事は行いません。
- 4 援助を受けた場合は、謝礼金と交通費等の実費を支払う必要があります。
- 5 安心して利用できるよう、補償保険に加入します。
(登録と同時に保険の加入となります。保険料は西都市が負担します。)



<対象者>

- ・西都市内在住の方
- ・生後6か月～12歳までの子どもがいる家庭

<サポート内容>

- ・保育所等への通所開始前までの預かり
 - ・保育所等への送迎及び帰宅後の預かり
 - ・放課後児童クラブの迎え及び帰宅後の預かり
 - ・保育所・学童等休み時の預かり
 - ・急な残業や出張の際の預かり
 - ・その他育児に関する必要な援助(冠婚葬祭など)
- ※子どもが病気の場合、援助活動は行えません

<会員の条件>

- ・西都市内に居住する方で自宅等で子どもを預かることができる方
(当センターが実施する援助会員向けの養成講座を受講することが必須となります。)
- ※子育て経験者、有資格者大歓迎
(看護師、保育士、保健師など)

2 登録から利用までの流れ

申し込みから活動を開始するまでの手順は、下記のとおりです。

〈利用会員〉

センターにて利用に関する説明等を受け、利用会員登録の申込をします。

〈援助会員〉

センターが実施する養成講座を受講後、会員登録となります。
* 後日センターから会員証を送付します。



会員の紹介（マッチング）

両会員へ相互の連絡先等が記載された文書を送付します。



事前打合せ（顔合わせ）

センターから両会員へ連絡し、打合せ日を決めます。

利用会員は援助会員のご自宅を子どもと一緒に訪問し「事前打ち合わせ書」を作成しながら、援助内容の十分な確認と相互理解を深めて下さい。

打合せ終了後、援助会員は「事前打ち合わせ書」を受け取りセンターへ提出して下さい。（必ずコピーを取るなどして控えを保管して下さい）



援助活動の依頼

利用会員は援助を受けたい日時が決まったら、センターへ連絡をして下さい。

センターから援助会員へ打診をし、決定後利用会員へ連絡をします。



援助活動が終わったら

援助会員が「相互援助活動報告書」（3枚複写）を作成し相互に確認の上、利用会員から謝礼金を受け取り、援助活動を終了します。報告書は利用会員と、センターにも必ず提出して下さい。

★「事前打ち合わせ書」の提出、「援助する日時の連絡」が無い場合、事故等の際の保険の適用ができなくなりますので忘れずお願いします。

3 会員登録（入会手続き）

利用会員、援助会員のどちらも西都市ファミリー・サポート・センター事業の会員として登録する必要があります。なお、会員には会員証を発行します。

<登録に必要なもの>

○利用会員

・印鑑（朱肉を使用するもの）

○援助会員

・印鑑（朱肉を使用するもの）、写真

・看護師、保育士、保健師、幼稚園教諭、ホームヘルパーなどの有資格者は資格取得証明書の写し

4 会員資格

(1) 利用会員

生後6か月から12歳までの子どもを有し、急な残業や出張、その他緊急の場合に子どもの預かり等の援助を希望する西都市内居住の方。

(2) 援助会員

子どもの援助を行いたい看護師、保育士、保健師等の有資格者及び育児の援助を行うことに熱意のある西都市内居住の方で、当センターが実施する援助会員向けの養成講座を修了した方。

5 会員登録の受け付け場所

◆ファミリー・サポート・センターさいと

西都市役所 福祉事務所 保育係内

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地

TEL：0983-43-0376 FAX：0983-41-1678（受付時間：月～金8：30～17：00）

6 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動（以下、「援助活動」という。）です。援助会員と当センターとは雇用関係にはありません。

7 援助活動の内容

援助活動は原則として援助会員の自宅で行います。

ただし、利用会員が利用会員宅で行ってほしいとの意向がある場合は、利用会員と援助会員との話し合いにより決めて下さい。

(1) 急な残業、出張等の際の預かり

(2) 援助活動をスムーズに行うため、日ごろから子どもと親しくなっている必要があります。また、次の付帯的な援助も行うこととします。

ア 保育所等の通所開始前までの預かり

イ 保育所等までの送迎及び帰宅後の預かり

ウ 放課後児童クラブ終了後の迎え及び帰宅後の預かり

エ 保育所・学童等休み時の預かり

オ 塾（習い事）への送迎及び帰宅後の預かり

カ その他育児に関する必要な援助

※ 保育所等を休んでいる体調不良の子どもの援助は行えません。

8 援助対象数

援助対象数は原則として1人の利用会員の子どもとします。

9 援助活動の時間帯

- (1) 月～金曜日までの午前7時から午後7時まで
- (2) 土日、祝日も同様の時間帯

10 謝礼金の取り扱い

- (1) 謝礼金の額（単価）および計算例は別添の通りです。
- (2) 謝礼金は、利用会員が援助会員に、援助活動終了後に釣りがないよう現金で支払って下さい。
- (3) 領収書について
「相互援助活動報告書」を領収書として使用して下さい。

11 実費の支払い

援助会員が援助活動をする上で自己負担した実費については、利用会員が負担し、謝礼金と一緒に支払います。具体的には次のようなものがあります。

- (1) 交通費・・・バス・タクシー等の実費
- (2) 飲食物・・・食事・おやつ・ミルク・ジュースなど
- (3) 雑貨品・・・おむつ・ティッシュボックス・石鹸・タオルなど

12 キャンセル料の取り扱い

- (1) キャンセル料徴収の条件
援助の申し込み後、援助活動の実施の日にキャンセルした場合はキャンセル料がかかります。ただし、台風や地震など自然災害の場合は除きます。
- (2) キャンセル料の金額
援助活動当日にキャンセルした場合、活動を予定していた時間の50%に相当する金額をキャンセル料として支払って下さい。また、連絡が無く無断でキャンセルされた場合は活動予定していた時間の100%全額を支払って下さい。
キャンセル料は利用会員が援助会員に直接現金で支払って下さい。
- (3) キャンセル料の領収書
「相互援助活動報告書」を領収書として使用して下さい。

13 援助会員の活動上の注意事項

- (1) 健康がすぐれないときは援助活動をしないで下さい。特に感染症の病気の場合またはその疑いがある場合は絶対にしないで下さい。

- (2) 事前打合わせは、利用会員と保育する子どもに直接会って行うようにし、打合わせの場所は、原則として援助会員の自宅で行って下さい。また、会員相互の連絡先はその都度確認して下さい。
- (3) 援助活動にあたっては、無理せずに「できること」、「できないこと」をはっきり利用会員に伝えて下さい。また、事前打合わせで決めた援助活動以外は行わないで下さい。
- (4) センターへの連絡の電話は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで受け付けます。
- (5) 急用や健康上の理由で、約束した援助活動ができなくなった場合は、速やかにセンターと相手の利用会員に連絡して下さい。
- (6) 援助活動中の子どもの食べ物・飲み物は利用会員が用意することになっていますが、それができない場合は、利用会員と相談して決めて下さい。
- (7) 保育する子どもの食べ物・薬等のアレルギーの有無は、事前に利用会員に必ず確認してください。援助活動中は、子どもが食したことのない食べ物は与えないように注意してください。
- (8) 援助活動中は、子どもの安全を第一に考えて下さい。
- (9) 援助活動中の飲酒、喫煙は控えて下さい。
- (10) 活動中の事故については、速やかに利用会員とセンターに連絡して下さい。
- (11) 休日等に活動する場合は、休日診療の医療機関を確認しておいて下さい。
- (12) 活動時間は、「9 援助活動の時間帯」が原則ですが、この時間を超えても保険の対象にはなりません。
- (13) 活動終了後は「相互援助活動報告書」(3枚複写)を作成し、1枚を利用会員へ1枚をセンターへ**1週間以内に提出**して下さい。
- (14) 援助活動について困ったことがあったら、センターに相談して下さい。
- (15) その他、西都市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に定める会員の義務を遵守して下さい。

14 利用会員の利用上の注意事項

- (1) 援助会員はベビーシッターやホームヘルパーではありませんので、過度の要求には応じられません(例：家事・洗濯・買い物・しつけ等)は行いません)。
- (2) 事前打合わせは、援助会員と直接会って行い、打合わせの場所は、できるだけ保育をする援助会員宅で行って下さい。援助会員が出張して打合わせをする場合には交通費の実費を負担して下さい。
- (3) 人見知りが強いお子さんには、あらかじめお子さんが援助会員に慣れておくように「ならし」の援助活動を行って下さい。
- (4) 申し込んだ時間の変更やキャンセル、特に子どもの体調不良が見られる場合は、速やかにセンターに連絡して下さい。
- (5) 援助活動中の子どもの食べ物(食事・おやつ・ミルク・ジュース等)・おむつ・着替え・タオル等、必要なものは利用会員が全て用意することになっています。用意ができない場合は、援助会員と相談して決めて下さい。用意を頼む場合は、利用会員が実費を支払って下さい。
- (6) 子どもの食べ物・薬等のアレルギーの有無は、事前に援助会員へ必ず説明してください。
- (7) 謝礼は、援助活動終了後速やかに、援助会員に直接現金でお釣りがないように支払って下さい。
保育所等の送迎を依頼した時は、援助会員の自宅を出て、その場所に向かう時間も活動時間に含めます。また、交通費がかかった場合はその実費も支払って下さい。
- (8) 保育所等の迎えを頼んだときは、利用会員から保育所等に「**今日のお迎えは、ファミリー・サポー**

ト・センター援助会員の〇〇さんが行きます。」と必ず連絡して下さい。

- (9) 住所変更や、援助を依頼する子どもの追加などがあった場合は、センターへ連絡して下さい。
- (10) 援助活動について困ったことがあったら、サポートセンターにて相談を受け付けます。
- (11) その他、西都市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に定める会員の義務を遵守して下さい。

15 補償保険の加入

西都市ファミリー・サポート・センター事業では、会員が安心して援助活動ができるように、会員及びその子どもの活動中の事故等に備えて補償保険に加入します。保険料は当センターが負担します。

(1) 利用子ども傷害保険

利用会員の子どもがサービスを受けている間に、何らかの事故によって傷害を被った場合に、援助会員の過失の有無に関わらず補償します。

(補償例)

- ・ 利用会員の子どもが転んで頭を打った、階段から落ちけがをした。
- ・ ドアに手を挟んでケガをした、等

(補償額)

保険金の種類	保険金額 (補償額)	備 考
死亡	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により 12万円～300万円	事故日から180日以内の後遺障害の発生
入院 (1日)	3,000円	事故日から180日以内を限度
手術 (入院中)	3,000円×10倍	事故日から180日以内を限度
(入院中以外)	3,000円×5倍	
通院 (1日)	2,000円	事故日から180日以内で90日を限度

(2) 援助会員傷害保険

援助会員の活動中や、利用会員宅や保育所等への往復途上 (自宅との通常の経路)、援助会員を対象とした研修会や交流会の開催中、または研修会場への往復途上 (通常の経路) で傷害を被った場合に補償します。※研修会の場合、補償金額が異なります。

(補償例)

- ・ 援助会員が走ってくる子どもを受けとめようとして支えきれずに転んでケガをした。
- ・ 援助会員が、子どもを送って帰宅途中、転倒してけがをした。
- ・ 研修会場で参加者が転倒してけがをした。

(補償額)

保険金の種類	保険金額 (補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により 20万円～500万円	事故日から180日以内の後遺障害の発生
入院 (1日)	3,000円	事故日から180日以内を限度
手術 (入院中)	3,000円×10倍	事故日から180日以内を限度
(入院中以外)	3,000円×5倍	
通院 (1日)	2,000円	事故日から180日以内で90日を限度

(注) 対象とならない主な例

- ・被保険者や保険金受取人の故意又は重大な過失によるケガ
- ・ケンカ、自殺行為、犯罪行為によるケガ ・無免許運転、酒気帯び運転によるケガ
- ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・むちうち症、腰痛等医学的他覚所見のないもの
- ・戦争内乱暴動によるケガ 等 ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病など）

(3) 賠償責任保険

援助会員が活動中に、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者（利用会員の子どもを含む他人。なお、援助会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、負担する賠償金等を保証するものです。

(補償例)

- ・援助会員の不注意でお湯がこぼれ、利用会員の子どもに大やけどをさせてしまったことにより賠償請求を受けた場合。
- ・援助会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、利用会員の子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりしたことにより賠償請求を受けた場合。
- ・病後なので外で遊ばせないでと頼まれていたにもかかわらず、外で遊ばせ、再び具合が悪くなった場合（ただし、外で遊んだことと病気の悪化に明らかな因果関係がある場合に限りです。）

(補償額)

事 由	補償額
対人・対物保障（1事故につき）	2億円限度
初期対応費用	500万円限度
訴訟対応費用	1,000万円限度
現金盗難	10万円限度

(注) 対象とならない主な例

- ・保険契約者または被保険者(補償を受けることができる方)の故意
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・排水又は排気(煙を含む)に起因する賠償責任
- ・自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機(貨物専用のを除く)、施設外にある船・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除く)・動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任(施設賠償責任保険のみ)

※自動車の所有・管理に起因する損害については施設賠償責任保険は対象となりません。

16 会員資格の喪失

会員は、次のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失します。会員の資格を喪失したときは、会員証をセンターに返還して下さい。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 会員が西都市外に転出したとき。
- (3) 利用会員に生後6か月から12歳までの子どもがいなくなったとき。
- (4) 会員としてふさわしくない行為や実施要綱の定める義務に違反したとき。

17 会員のルール

(1) 会員相互のルール

- ア 援助活動により知り得た他人の家庭の秘密は守って下さい。退会後も同様です。
- イ 援助活動を通じて物品の販売や斡旋、または、宗教活動や政治活動等を行ってはいけません。
- ウ 援助活動を行う前には援助の内容について、会員相互で十分打ち合わせをして、援助内容や会員相互の連絡先を確認して下さい。
- エ 入会の申し込み以降に申し込み内容に変更があった場合は、速やかにセンターに届け出て下さい。
- オ 会員証を紛失した際には速やかにセンターに届け出て下さい。
- カ 会員証を他人に貸したり譲渡したりしてはいけません。

(2) 利用会員のルール

- ア 利用が不確定な予約は行わないで下さい。
- イ 援助会員に本来の活動（保育及び保育所等の送迎）以外の活動の要求はしないで下さい。あくまで、一時的・緊急的な保育サービスであり、ベビーシッターやホームヘルパーではありません。
- ウ 事前打ち合わせで確認した援助活動以外の活動を援助会員に要求しないで下さい。
- エ 事前打ち合わせで確認した援助活動に変更が生じた場合は、すぐに援助会員に連絡して下さい。
- オ 援助活動終了後に、援助活動に対する謝礼金と援助活動のための実費を援助会員に支払って下さい。
- カ 援助活動に必要な物品（おやつ・ミルク・おむつ等）は、原則として利用会員が準備して下さい。
- キ 援助活動終了後は、「相互援助活動報告書」を確認し、氏名を自署した上、押印して下さい。
- ク 保育所や幼稚園等に迎えを依頼するときは、利用会員から保育所や幼稚園に援助会員が迎えに行くことを必ず連絡して下さい。

(3) 援助会員のルール

- ア 援助活動中の子どもの安全に努めなければなりません。
- イ 援助活動中は、常に子どもに気を配り、異常がある場合は速やかに利用会員に連絡するとともに、適切に対応して下さい。
- ウ 「相互援助活動報告書」は、援助活動終了後1週間以内にセンターに提出して下さい。
- エ 援助活動中は、常に会員証を携帯し、利用会員や関係者から会員証提示の請求があった場合は、提示しなければなりません。
- オ 事故が発生したときは、直ちに利用会員及びセンターに報告しなければなりません。

18 医療機関との連携

- (1) 援助会員が実際に子どもを預かっていて、急に症状の急変などで医療機関に連れて行くときは、利用会員に連絡を入れます（利用会員に帰宅してもらうこともあります）。また、利用会員に連絡がとれない場合も想定できますので、預かりの際に援助会員が必要と判断したときは受診することの許可を得ておきます（なお、利用会員の入会時において同意書にも自署・押印しています）。

受診の際には、利用会員から預かった乳児医療証と健康保険証と親子(母子)健康手帳、受診券を持ちます。今回の症状がどのように起こったかをまとめたメモも持参します。

(2) 援助会員自身の健康管理

援助活動において、援助会員自身が健康であることが大前提となります。

- ア どのような感染症に気をつけるべきか

子どもがかかりやすい感染症で、特に大人にかかると重症化しやすいものは、麻疹（はしか）、おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）、風疹、水ぼうそう（水痘）、インフルエンザです。

イ 感染症を予防するために

感染症が発症するためには、三つの条件があります。一つ目は感染源（病原体）で、これは感染症の原因菌や原因のウイルスを指します。ここでは病気（病氣回復期）の子どもになります。二つ目は感染経路で子どもから援助会員に感染症がうつる経路を指します。三つ目は宿主の感受性、こちらは援助会員自身の感染症に対する抵抗力を指します。

この三つの要素のうち一つでも欠けると感染症は成立しません。つまり感染症に一番うつりやすい条件としては「子ども自身の感染力が強い（感染症の急性期）、子どもと援助会員の間に感染防護がなされていない、援助会員の抵抗力がない」という状況です。

子育てサポートは一つ目の「感染源」である子どもを預かるため、あと二つの条件で感染症予防を考える必要があります。具体的方法としては以下の二つの方法があります。

（ア）感染経路を遮断する

感染経路として、飛沫（ひまつ）感染・接触感染・空気感染・媒介感染（蚊など）による感染があります。飛沫感染（病原菌やウイルスが空気中に飛び出し、他の人がそれを吸い込んで感染すること）のもっとも簡単な予防方法は、子どもと援助会員がマスクをすることです。子どもがマスクをすることで、咳、くしゃみの際に菌やウイルスを空気中に飛び散らすことが避けられます。また援助会員がマスクをすることで体内に取り込むことを防ぎます。1時間に一度、窓やドアを開け換気を行うとよいでしょう。

（イ）宿主の感受性を高める

援助会員自身が感染症に対する抵抗力を高めることが必要です。規則正しい睡眠とバランスのよい食事で体力をつけることや、外出後のうがい手洗いなどによって日常の健康管理を考えるのはもちろんのこと、自身の感染症に対する抵抗力を把握しておくことも大切です。

援助会員自身の感染症既往、予防接種の接種歴を把握し、かかっている感染症もしくは受けていない予防接種がある場合は医療機関で自費にて予防接種を接種することが可能です。

なお、インフルエンザについては、毎年の流行型を予測し予防接種を決めることや抗体価の持続期間が短いため、毎年予防接種をする必要があります。インフルエンザワクチンは接種してから効果がでるまでに2週間ほど要します。インフルエンザワクチンは大人の場合は1回接種ですが、子どもの場合は2回接種します。流行期間が12月から3月までなので、11月中旬までに接種することが望ましいです。

19 保育所等との連携

保育所等では両親以外の方が子どもを迎えに来た場合、事故防止のため子どもを渡しません。

援助会員に保育所等への送迎を依頼する場合は、利用会員が保育所等に十分に説明して下さい。

また、「委任状」もありますので、必要に応じて保育所等に提出して下さい。